

平成 29 年 12 月 22 日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

発議者 桂川・支川対策特別委員長 西口 純生

#### 意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

## 一級河川桂川及び支川の治水対策早期実現を求める意見書（案）

亀岡市の中心部を流れる桂川流域における河川改修事業は、京都府管理区間として、現在、保津工区の高水敷掘削が完了し、高水護岸等の整備に取り組まれている状況であり、日吉ダムの洪水調節と合わせ、治水安全度が一定確保されてきたところである。

しかしながら、近年多発する局地的な集中豪雨や保津峡狭窄部の影響により、平成25年の台風18号及び平成26年の台風11号などによる豪雨では、亀岡市域は大規模な浸水被害に見舞われ、今なお水害への不安は払拭できないのが現状である。

言うまでもなく亀岡市は長年にわたり霞堤からの浸水被害を受けてきた。浸水した地域には遊水機能のある土地とみなされている場所もあるが、浸水した土地は市民の大切な財産である。水害から市民の生命・財産を守るためには、一刻も早く保津峡を掘削し霞堤を締切る必要があるが、下流域への配慮から、下流の整備を待ち犠牲となっているのが現状である。しかしながら下流域においては、嵐山地域の整備が遅々として進まず、そればかりか観光や景観に配慮すべきとの声まで聞かれる。このように下流の観光や景観のために、行政として最優先で守るべきはずの市民の生命・財産が脅かされることはあってはならないことである。

京都府におかれては、下流域である嵐山地区の整備について、関係機関にこれまで以上に強く働きかけるとともに、その上流にある亀岡市域における浸水被害を少しでも軽減するよう、上下流並行した整備を進め、将来にわたり安全で安心して暮らせる市民生活の早期確保に向け、下記事項について格段の配慮をされるよう、強く要望する。

### 記

- 1 桂川改修事業については、抜本的治水対策としての保津峡狭窄部の開削に向け、下流域整備を国に強く要望し、暫定計画・基本計画に基づく整備の早期実現を図ること。また、国に対する河川整備予算要望の際には、桂川整備予算を別枠として設け、予算の獲得について最大限の要望を行うこと。
- 2 下流域との流下バランスを考慮した整備は一定理解するが、亀岡市が下流域の犠牲となっている現状を鑑み、下流域と並行した整備を早急に進めること。特に、国土交通省近畿地方整備局によると、嵐山地区の左岸における溢水対策（パラペット等）が完成した際には、霞堤の1メートルの嵩上げが可能となることから、嵐山地区の整備完成前に本市のすべての霞堤の調査を行い、完成後はすみやかに霞堤を1メートル嵩上げすること。

- 3 桂川及び各支川（年谷川、西川、鶉ノ川、雑水川、曾我谷川、愛宕谷川、七谷川、犬飼川、千々川）の土砂の浚渫は下流域に影響を与えないことから、流下を阻害している堆積土砂の浚渫、立木伐採及び護岸整備等を早急に実施し、正常な河川機能の確保を図ること。なお、浸水被害が発生している現状から、堆積土砂が断面積の1割に満たない場合においても、適宜浚渫を実施すること。
- 4 桂川本川堤防の脆弱箇所（大井町から千代川町の右岸側、河原林町勝林島周辺の左岸側）に関し、早急な調査を行い、対策を講じること。
- 5 淀川水系桂川上流圏域河川整備計画については、地域の意見を十分に反映したうえで策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月22日

京都府知事 宛

亀岡市議会議長 湊 泰孝